



賃金・賞与・退職金を巡る法律上の諸問題

労基法上、賃金については、定義とともに、支払に関する5原則が定められています。また、月例給与の他に、賞与、退職金の支払を予定している企業では、その法的性格を踏まえた解釈論が問題となります。賃金は労務提供の対価であり、労務提供がなければ賃金の支払いも行われずというのが原則となりますが、例外的に使用者が賃金を支払わなければならないケースもあります。

本セミナーでは、賃金・賞与・退職金の法律上の諸問題について基本判例や裁判例を踏まえて解説します。

日時 令和5年10月25日(水)
午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児
(石寄・山中総合法律事務所代表弁護士)

開催方法 WEB開催

定員 100名

(Microsoft Teams meeting を使用)

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円(税抜5,000円)

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX又はメールでお申し込みください(申込み〆切り10月19日(木))。

【講義プログラム】

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 賃金の意義と支払の5原則 | 3. 労務提供と賃金 |
| (1) 賃金とは | (1) ノーワーク・ノーペイの原則 |
| (2) 賃金払いの5原則 | (2) 出社禁止命令と賃金 |
| (3) 賃金債権の放棄や相殺 | (3) 懲戒処分と賃金 |
| 2. 賞与・退職金の法的性質と支払 | (4) 経営上の理由による休業と賃金 |
| (1) 賞与の支給を支給日に在籍している者に限定できるか | (5) 私傷病・業務上の傷病と賃金 |
| (2) 退職金を減額・不支給にできる場合 | 4. ケーススタディ(裁判例より) |
| (3) 労使慣行と賞与の支払 | (1) 何が判断の決め手となったか |
| | (2) 教訓とすべきこと |
| | 5. 質疑応答 |

【年内の開催予定】 12月13日(水) 午後3時～5時(テーマ: 今年の重要最高裁判例解説)

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り 10月19日(木)

「賃金・賞与・退職金を巡る法律上の諸問題」 日時：令和5年10月25日(水)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 所属・役職・ご担当者氏名	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。